

2025年度

フェミニストカウンセラー資格

仮認定フェミニストカウンセラー資格

認定審査要項

特定非営利活動法人

日本フェミニストカウンセリング学会

フェミニストカウンセラー資格認定審査要項

フェミニストカウンセラー資格とは、フェミニストの視点をもったカウンセラーの専門性を保障し、フェミニストカウンセラーの社会的認知を得、職業としての社会的責任を引き受けるために、日本フェミニストカウンセリング学会が認定するものです。

認定審査は、フェミニストカウンセラー資格認定委員が行います。

認定審査においては、心理学一般の教育歴及びフェミニストカウンセリングの研修歴、カウンセラーとしての力量、フェミニズム理解、専門家としての適性などを審査します。

フェミニストカウンセラーの認定を受けた者には、認定証が交付され、登録が必要となります。また、この資格は、取得後の研鑽や特定非営利活動法人日本フェミニストカウンセリング学会への貢献、地域での活動あるいは地域の会員への貢献などの必要な要件を満たすことによって、5年ごとに更新されます。

1、申請要件

別紙（フェミニストカウンセラー資格申請書）にあるA心理学教育歴、Bフェミニストカウンセリング研修歴、Cカウンセリング臨床の経験時間、D活動経験を全て満たした者が認定審査を受けることができます。

2、申請手続き

①次の書類を年9月1日（月）～9月30日（火）（消印有効）の間に「特定非営利活動法人日本フェミニストカウンセリング学会事務局」まで郵送して下さい。

- (1) 申請者プロフィール（提出書類Ⅰ）
- (2) フェミニストカウンセラー資格認定申請書（提出書類Ⅱ）
- (3) Aを証明する書類（大学または大学院の卒業または修了証明書、もしくは修得単位証明書など）
- (4) Cに関する書類（提出書類Ⅲ）※複数機関で活動している場合は必要な枚数をコピーして使用して下さい。
- (5) その他必要な書類（経過措置適用の場合など）

②書類審査料5千円を2025年9月1日（月）～9月30日（火）までに、
郵便振替 でお支払い下さい。

郵便振替口座番号：00190-7-426534

加入者名：NPO 法人 FC 学会

③「(2) フェミニストカウンセラー資格認定申請書（提出書類Ⅱ）」記入の注意

申請書のB「フェミニストカウンセリング研修歴」のうち、③～⑥（グレー及びグリーンの欄）は申請に必須です。必ずご記入ください。その他の講座も受講されている場合は、ご記入ください。

特別措置での資格申請をされる方は、申請書のBの講座のうち、⑤及び⑥（グリーン欄）を必ずご記入ください。その他にも受講された講座がある場合は、ご記入ください。

申請書のA、C、Dは書ける範囲でご記入ください

3、書類審査結果通知

フェミニストカウンセラー資格認定委員が申請要件を確認した上で、応募書類が認定申請の必要要件を満たしていると判断された方には、第2次審査の課題（ケース記録、評価表）をお送りします。（10月初旬予定）

4、第2次審査

- ①ケース記録、評価表の提出は、2026年1月13日（火）が締め切りです。
- ②面接は2026年2月15日（日）の予定です。
- ③第2次審査料として2万5千円が必要です。
- ④第2次審査結果発表は、2026年3月初旬の予定です。

5、フェミニストカウンセラーの認定を受けた方には、認定証が交付され、フェミニストカウンセラーとして登録がされます。

登録料は3万円です。

6、問い合わせについて

上記事項に関する問い合わせについては、特定非営利活動法人日本フェミニストカウンセリング学会事務局まで、mailでお問い合わせください。

学会事務局 mail: : nfc@nfc505.com

仮認定フェミニストカウンセラー資格認定審査要項

フェミニストカウンセラー資格とは、フェミニストの視点をもったカウンセラーの専門性を保障し、フェミニストカウンセラーの社会的認知を得、職業としての社会的責任を引き受けるために、日本フェミニストカウンセリング学会が認定するものです。

認定審査は、フェミニストカウンセラー資格認定委員が行います。

認定審査においては、心理学一般の教育歴及びフェミニストカウンセリングの研修歴、カウンセラーとしての力量、フェミニズム理解、専門家としての適性などを審査します。

フェミニストカウンセラーの認定を受けた者には、認定証が交付され、登録が必要となります。

また、この資格は、取得後の研鑽や特定非営利活動法人日本フェミニストカウンセリング学会への貢献、地域での活動あるいは地域の会員への貢献などの必要な要件を満たすことによって、5年ごとに更新されます。

1. 申請要件

別紙（フェミニストカウンセラー資格申請書）のうち、A心理学教育歴を1年以内に満たすことができる者で、その他の要件をすべて満たしていれば、仮認定資格審査を受けることができます。

2. 申請手続き

- ① 次の書類を9月1日（月）～9月30日（火）（消印有効）の間に「特定非営利活動法人日本フェミニストカウンセリング学会事務局」まで郵送して下さい。
 - (1) 申請者プロフィール（提出書類Ⅰ）
 - (2) 仮認定フェミニストカウンセラー申請書（提出書類Ⅱ）
 - (3) Aを証明する書類（大学または大学院の卒業または修了証明書、もしくは修得単位証明書等）※現在準備中の方は1年以内にA心理学教育歴を満たすための計画書を提出してください。様式は自由です。
 - (4) Cに関する書類（提出書類Ⅲ）※複数機関で活動している場合は必要な枚数をコピーして使用して下さい。
 - (5) その他必要な書類（経過措置適用の場合など）

②書類審査料5千円を2025年9月1日（月）～9月30日（火）までに、
郵便振替 でお支払い下さい。

郵便振替口座番号：00190-7-426534
加入者名：NPO 法人 FC 学会

3. 書類審査結果通知

フェミニストカウンセラー資格認定委員が申請要件を確認した上で、応募書類が認定申請の必要要件を満たしていると判断された方には、第二次審査の課題（ケース記録、評価表）をお送りします。（10月初旬予定）

4. 第二次審査

- ①ケース記録、評価表の提出は、2026年1月13日（火）が締め切りです。
- ②面接は2026年2月15日（日）の予定です。
- ③第2次審査料として2万5千円が必要です。
- ④第2次審査結果発表は、2026年3月初旬の予定です。

5. 仮認定フェミニストカウンセラーの認定を受けた方には、フェミニストカウンセラーの仮認定資格を持つ者として登録がされます。

ただし、仮認定資格を持つことができるのは3年を限度とします。3年以内に申請要件A、またはBを満たしてください。

仮認定の登録料は1万円です。

6. 申請要件A、Bを満たした時点で、その旨を証明する書類をフェミニストカウンセラー資格認定委員に届け出ることにより、フェミニストカウンセラーの資格取得となります。再度の資格申請、審査は不要です。ただし、資格取得時に改めて登録料3万円が必要となります。

7. 問い合わせについて

上記事項に関する問い合わせについては、特定非営利活動法人日本フェミニストカウンセリング学会事務局まで、mailでお問い合わせください。

学会事務局 mail : nfc@nfc505.com

特定非営利活動法人
日本フェミニストカウンセリング学会
〒101-0052
東京都千代田区神田小川町 3-2-2
天心館ビル 102
TEL/FAX 03-5244-5212